

(総 則)

- 第 1 条 発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、頭書の委託期間内において、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行することとされている業務について、この契約書の記載事項及び仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定期日までに履行するものとする。なお、仕様書等に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 4 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 10 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって、この契約の期間中にこの契約における消費税及び地方消費税の額の算出に用いた消費税及び地方消費税の税率に変動が生じた場合は、特段の契約変更手続を行うことなく、消費税及び地方消費税の額を再計算し、これを税抜価格に加えた額を契約金額とする。

(必要書類の提出)

- 第 2 条 受注者は、仕様書に定めがあるときは、速やかに必要書類を作成し、発注者に提出するものとする。

(権利の譲渡等)

- 第 3 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

- 第 4 条 受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

- 第 5 条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の

責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(業務責任者)

第 6 条 受注者は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。

2 業務責任者は、業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

(業務関係者等に関する措置要求)

第 7 条 発注者又は発注者の指定する職員は、受注者が業務を履行するために使用している従業員等で、業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講じるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく当該請求に係る事項について決定し、その結果を速やかに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、発注者の指定する職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく当該請求に係る事項について決定し、その結果を受注者に通知しなければならない。

(委託業務の調査等)

第 8 条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務の処理状況について調査し、必要な報告を求め、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(検査及び引渡し)

第 9 条 受注者は、業務が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けた場合において、目的物があるときはその目的物について、目的物がないときは履行について、通知の日から 10 日以内に検査をするものとする。

3 受注者は、あらかじめ指定された日時において、前項の検査に立ち会わなければならない。

4 受注者は、第 2 項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

5 受注者は、第 2 項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分にかかる履行を完了したものとする。

6 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を発注者に引き渡すものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第 9 条の 2 この契約に目的物がある場合、前条第 6 項の規定による引渡しがあった時に、当該目的物の所有権が受注者から発注者に移転するものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた目的物についての損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

(再 履 行)

第10条 発注者は、受注者が第9条第2項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

2 受注者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。

3 前条の規定は、再履行の場合に準用する。

（発注者の代位執行）

第11条 受注者が再履行に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができる。この場合において、発注者の執行により受注者に損害が生じて、発注者は、賠償の責任を負わないものとする。

（契約不適合責任）

第12条 発注者は、第9条第6項の規定による引渡しを受けた後に、目的物に種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があると認めたときは、当該契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものである場合及び別に定めがある場合を除き、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完の請求をすることができる。この場合において、受注者は、民法第562条第1項ただし書の規定にかかわらず、発注者が指示した方法により履行の追完をしなければならない。

2 前項本文の規定による履行の追完の請求を行った場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

4 前3項の規定にかかわらず、契約不適合（種類又は品質に関するものに限る。）が、発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じた場合は、発注者は、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び解除権の行使をすることができない。ただし、受注者が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（契約不適合責任期間）

第12条の2 前条の規定による契約不適合（種類又は品質に関するものに限る。）を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は解除権の行使は、契約不適合を知った日から1年以内でなければすることができない。ただし、受注者が引渡しの際に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（指定期日の延期等）

第13条 受注者は、その責めに帰することができない事由により指定期日までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、その理由を明示して、指定期日前に発注者に対して指定期日の延期を申し出ることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（遅延違約金）

第14条 受注者の責めに帰すべき理由により、仕様書等により指示された業務を指定期

日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、契約金額につき国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額とする。ただし、その額が100円未満であるときは、遅延違約金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 第10条第1項の再履行が、同項の規定により指定した期限を超えるとときは、受注者は、前項の規定により計算した額の違約金を納付するものとする。
- 4 前2項に規定する違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は算入しない。

（契約内容の変更等）

第15条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

- 2 前項の場合において、契約金額を変更するときは、発注者と受注者とが協議して定める。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第16条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（契約保証金の変更等）

第17条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。ただし、発注者が契約保証金の納付を免除していた場合で、当該契約内容の変更に伴っても契約保証金の納付が必要ないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、発注者は、その差額を納入させる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、さらに納入を要しない。
 - （1） 既納保証金が、変更後の契約金額の100分の10以上であるとき。
 - （2） 検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の100分の10以上であるとき。

- 3 発注者は、受注者が契約の履行をすべて完了し、第18条の規定により契約代金を請求したとき、又は第21条若しくは第22条の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求に基づき30日以内に契約保証金を返還する。

- 4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

（契約代金の支払）

第18条 受注者は、第9条又は第10条の規定による検査に合格したときは、発注者に

対して契約代金の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項に規定する支払請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。なお、仕様書等により期間又は業務を分割して履行させる場合には、当該業務終了ごとに、その分の代金を支払うことができる。
- 3 発注者は、前項に規定する期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延日数に応じ、その支払金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定めるところによる割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を支払うものとする。

（著作権）

第18条の2 この契約により著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいい、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）が生じる場合、当該著作権は発注者に帰属するものとし、受注者は当該著作権について、著作者人格権（同項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（発注者の催告による解除権）

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- （1） 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- （2） 指定期日内に業務を終了しないとき、又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと発注者が認めるとき。
- （3） 正当な理由なく、第10条第1項の再履行又は第12条第1項の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完がなされないとき。
- （4） 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不当な行為をしたとき。
- （5） 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- （6） 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第19条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （1） 第3条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- （2） 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- （3） 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- （4） 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第22条の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当すると判明したとき。
- (10) 受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）若しくは同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令若しくは納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

（協議解除）

第21条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第15条の規定により、発注者が履行を一時中止させた場合、又は一時中止せようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の2分の1以上に及ぶとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって受注者が業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(契約解除等に伴う措置)

第23条 発注者は、契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、当該履行完了部分に対する代金相当額を受注者に支払うものとする。

2 受注者は、契約が解除された場合等において、貸与品、支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所に搬出。以下本条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第2項及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第19条、第19条の2又は第20条第1項若しくは同条第2項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第21条又は前条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(賠償の予定)

第24条 受注者は、第19条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第19条

の2第11号のうち、受注者に対して刑法第198条に規定する刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相 殺）

第25条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（個人情報の保護等）

第26条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たって個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に当たって、情報セキュリティを確保するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月国立市条例第17号）、国立市情報セキュリティに関する規則（平成18年3月国立市規則第5号）及び国立市情報セキュリティ対策基準（平成18年3月国立市告示第31号）を遵守しなければならない。

（使用自動車の制限等）

第27条 受注者は、この契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させるときは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に適合する自動車を使用し、又は使用させなければならない。なお、受注者は、その運転者に対して、アイドリング・ストップを行うよう適切な措置を講じなければならない。

2 受注者は、発注者が前項の規定による適合の確認をするために、必要書類の提示又は提出を求めたときは、速やかにこれを提示し、又は提出しなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第28条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約の効力）

第29条 この契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載された契約確定日より効力を有するものとする。

（疑義の決定等）

第30条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について生じた疑義又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。